

議案第6号

西脇市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

総務省消防庁において、非常勤消防団員の報酬等の基準が策定されたことに伴い、消防団員の報酬を改正する必要があるため。

西脇市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

西脇市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前		
消防団	区分	報酬	旅費	
	(略)			
消防団	団長	年報酬 年額	行政職給料表適用職員相当額 205,000	
	副団長	年報酬 年額	行政職給料表適用職員相当額 143,000	
	分団長	年報酬 年額	行政職給料表適用職員相当額 70,000	
	副分団長	年報酬	年額	行政職給料表適用職員相当額
		出勤報酬	出勤1回につき	480
	部長	年報酬	年額	行政職給料表適用職員相当額
		出勤報酬	出勤1回につき	480
	班長	年報酬	年額	行政職給料表適用職員相当額
		出勤報酬	出勤1回につき	480
	その他の基 本団員	年報酬	年額	行政職給料表適用職員相当額
技術報酬		技術報酬	7,500	
機能別団員	年報酬	年額	行政職給料表適用職員相当額	
		出勤報酬	出勤1回につき	480
(1) 火災、水害、地震等の災害その他市長が特に認める業務（以下「災害等」という。）に出勤した者に対し、出勤報酬を支給するものとし、出勤時間が2時間までの場合は出勤1回につき				

別表（第2条、第3条、第4条関係）

消防団	区分	報酬	旅費	
	(略)			
消防団	団長	年報酬 年額	行政職給料表適用職員相当額 205,000	
	副団長	年報酬 年額	行政職給料表適用職員相当額 143,000	
	分団長	年報酬 年額	行政職給料表適用職員相当額 70,000	
	副分団長	年報酬	年額	行政職給料表適用職員相当額
		出勤報酬	出勤1回につき	480
	部長	年報酬	年額	行政職給料表適用職員相当額
		出勤報酬	出勤1回につき	480
	班長	年報酬	年額	行政職給料表適用職員相当額
		出勤報酬	出勤1回につき	480
	その他の基 本団員	年報酬	年額	行政職給料表適用職員相当額
技術報酬		技術報酬	7,500	
機能別団員	年報酬	年額	行政職給料表適用職員相当額	
		出勤報酬	出勤1回につき	480
(1) 出勤報酬は、災害、警戒、訓練等に出勤した者に支給する。				

2,000円、2時間を超え4時間までの場合は出動1回につき
4,000円、4時間を超え8時間までの場合は出動1回につき
8,000円とする。

(2) 異なる災害等について同日に出動した場合における出動報酬
の額は、災害等ごとの出動時間に応じた額とする。

(3) 同一の災害等に8時間を超えて継続して出動した場合は、当
該8時間を超えて出動した時間に対し、第1号に掲げる額を超
えない範囲内で出動報酬を支給することができる。

(略)

(2) 技術報酬は、消防自動車の運転等の技術に従事する者に支給
する。ただし、消防自動車1台につき、3人を限度とする。
(新設)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西脇市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年度分
以後の年報酬及びこの条例の施行の日以後に開始した出動に係る出動報酬について適用し、令和4年度分までの年報酬及
び同日前に開始した出動に係る出動報酬については、なお従前の例による。